

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数（平成 25 年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

(単位:件)

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	111	2	0	113
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	110	0	0	110
職に必要な適格性を欠く場合	0	2	0	2
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1
教 員	108	0	0	108
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	108	0	0	108
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
警 察 官	22	0	0	22
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	21	0	0	21
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1
計	241	2	0	243
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	239	0	0	239
職に必要な適格性を欠く場合	0	2	0	2
刑事事件に関し起訴された場合	2	0	0	2

(注) 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

(2) 職員の懲戒等の件数（平成 25 年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

(単位:件)

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	6	0	3	2	11	44
法令に違反した場合	2	0	0	0	2	20
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1	12
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	4	0	2	2	8	12
教員	1	1	0	3	5	98
法令に違反した場合	1	1	0	1	3	47
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	2	2	46
警察官	0	2	2	1	5	16
法令に違反した場合	0	2	2	1	5	16
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
計	7	3	5	6	21	158
法令に違反した場合	3	3	2	2	10	83
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1	17
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	4	0	2	4	10	58

5 職員の営利企業等の従事の許可その他の服務の状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数（平成 25 年度）

地方公務員は、地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合(業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等)	6	0	0	6
自ら営利を目的とする私企業を営む場合(農業等)	3	2	2	7
報酬を得て事業又は事務に従事する場合(消防団員、大学の非常勤講師等)	311	10	0	321
計	320	12	2	334

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数 (平成 25 年度)

(単位: 件)

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合 又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	0	0
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合 又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	9	9
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	0	0	0	0
計	0	0	9	9

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区 分	研修の種類	具 体 的 な 取 組 (平成26年4月1日現在)	実施状況 (平成25年度)	
			参加者	修了者
職員人材開発センター (一般行政職員対象)	基礎研修	職位や職種ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修 (新規採用職員研修、採用後2～7年程度の若手職員研修、中堅職員研修、新任係長・課長補佐・課長級研修、昇任前ステップアップ研修等)	1,186人	1,140人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修 (理解・判断・論理的思考能力、企画立案・業務改善能力、業務マネジメント能力、人材育成・人事管理能力、コミュニケーション・対話・調整能力、業務実施能力、法務能力、特定課題の各分野に関する研修)	890人	869人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修 (語学講座、手話講座、通信教育等)	95人	82人
	所属機関研修	部下職員の指導方法等、職場内での職員育成又は業務能力の向上を目的とした研修 (新規採用職員サポーター研修等)	129人	129人
教育センター (教職員対象)	基本研修	教育一般についての必要な基礎知識・技能の習得のほか、教職経験に応じて職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修 (初任者研修・新規採用教員研修、2年次フォローアップ研修、教職経験者研修 (5年経験者研修・10年経験者研修・キャリアデザイン研修))	704人	704人
	職務研修	職務に応じて必要となる専門知識・技能等の向上を図る研修 (管理職を対象とした学校経営研修、教務主任・進路指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭・司書教諭等を対象とした職務に応じた研修)	2,694人	2,694人
	専門研修	教育課題や教科等の専門知識・技能の向上を図る研修を希望により実施するもの (幼児教育、教科指導等、各種教育課題等に関する研修)	3,465人	3,465人
警察学校 (警察職員対象)	初任科、各級任用科等	新たに採用した警察官、各階級昇任者等に対し、その職務執行に必要な知識、能力等を修得させる研修	115人	114人
	専科	特定の分野に関する専門的な知識、技能を修得させる研修	330人	330人

(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要

区 分	具 体 的 な 取 組		
	一般行政職員	教 員	警 察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対及び相対評価 (課長補佐以上の者は絶対評価のみ)
評価の対象者	全職員 (部長級職員、派遣職員、併任職員、休職者等は除く。)	市町村 (学校組合) 立学校及び県立学校に勤務する教職員 (評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等は除く。)	全職員 (地方警務官、警察学校長、休職者、臨時的任用職員及び非常勤職員は除く。)
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	評価の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回 (10月、2月)	年1回 (1月)	年1回 (1月)
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	なし
評価結果の反映	人事配置、給与 (昇給・勤勉手当) に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評定者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	なし

自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発を目的とした「業務管理・キャリア開発シート」の作成を実施	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	なし
--------	---	----------------------------------	----

7 職員の健康管理に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成 25 年度）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	4	4	5	5	20	20	25人	45	45
教育委員会	-	-	-	-	31	31	31人	12	12
警察本部	-	-	-	-	7	7	10人	10	10

区 分	産 業 医				委 員 会				左のうち安全衛生委員会として設置している事業場数
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
					選任すべき事業場数	うち選任事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	
知事部局等	20	20	20人	6人	20	20	5	5	5
教育委員会	31	31	31人	30人	31	31	-	-	-
警察本部	7	7	7人	4人	7	7	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます（以下同じ。）。

(2) 職員のための福利厚生活動事業（平成 25 年度）

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事業名	事業の概要・目的	平成25年度 決算額
職員会館運営事業	職員の健康づくり及び文化活動を行う施設として、職員会館の運営を実施	562千円
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全かつ健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等並びに定期健康診断及び特定業務従事者健康診断等を実施	132,791千円
健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	
健康相談・指導事務	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施	3,751千円
メンタルヘルス対策事業	職員が心の病気を予防し、及び心の健康を保持増進できるようにするため、ストレス度チェック、睡眠改善チェック、職員相談、専門相談、職員研修等を実施	
健康増進事業負担金	職員の健康管理のため、人間ドック事業を行う地方職員共済組合に対し、負担金を交付	20,372千円
職員文化活動推進事業補助金	職員が郷土伝統芸能行事に参加し、職員及び県民に地域文化に触れる機会を提供する事業へ補助	1,459千円
計		158,935千円
教職員福利厚生事業	教育関係職員の福利厚生等の推進と働きやすい職場環境づくりの整備	10,951千円
教職員健康対策事業	教職員の疾病の早期発見と生活習慣病の予防のための各種健康診断の実施	35,142千円
教職員心の健康対策事業	近年増加傾向にある教職員の精神性疾患に対する対策として、相談体制の充実、教職員の意識啓発、退職者や復職者の支援及び職場の環境改善	1,435千円
計		47,528千円
健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、各種特別検診等を実施	18,050千円
メンタルヘルス事業	職員の心の病気の予防、心の健康の保持のため、メンタルヘルス相談を実施	165千円
計		18,215千円

(3) 職員の健康診断の状況（平成 25 年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,247人	4,244人	2,811人	2,811人	1,425人	1,425人
特定業務従事者健康診断	4,622人	4,603人	31人	31人	352人	352人

8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

(前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況)

該当なし